

社会福祉法人健翔会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健翔会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する費用は、別表第1に定める額とする。
- 5 評議員に対する費用は、別表第1に定める額とする。
- 6 職員が理事を兼務した場合の費用は、別表第1に定める額のほか、別表第2に定める額を支給する。尚、職員へは役員手当として支給する。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当法人の常勤理事の定例報酬月額、別表第1の金額の範囲内で、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支払い方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等へ支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部または一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を翌月10日までに支給する。但し、支給日が休日にあたるときは、その前の金融機関営業日までに支給する。

(費用)

第7条 当法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、役員等の請求により前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規定に準ずるものとする。

3 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になったものには、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職しまたは解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外のとき、またはその月の末日まで支給する時以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規定により計算した金額が1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上

げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする、

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表第1

対象者	報酬
常勤理事	年間総額1,000万円までの範囲内
非常勤役員	理事会及び評議員会、監査または重要な会議等への出席の都度 一人一律15,000円
評議員	評議員会出席の都度 一人一律15,000円
監事	理事会及び評議員会、監査または重要な会議等への出席の都度 一人一律15,000円
役員等(注)	理事会及び評議員会、監査または重要な会議等への出席以外に業務 を行った場合 1時間当たり2,000円

(注) 職員を兼務している役員については、勤務時間以外において業務を行った場合とする。

別表第2

職員の役職	役員手当	備考
施設長(マネジャー)	月額45,000円	給与等級表 VII等級
部長	月額40,000円	給与等級表 VI等級
課長	月額35,000円	給与等級表 V等級
その他	月額30,000円	

注) 職員が理事を兼務した場合、運営執行者となることから管理職となり残業手当等を支給しえなくなることへの対応として、役員手当を支給する。